

静岡県告示第233号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月24日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	沼津市西浦江梨字廣尾 248番の1から	前	7.5~10.1	16.0
		沼津市西浦江梨字廣尾 248番の1まで	後	7.9~14.5	16.0

=====

静岡県告示第234号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月24日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	船原西浦高原線	沼津市西浦古宇字芦原 560番の2から	前	14.5~14.9	57.5
		沼津市西浦古宇字芦原 560番の1まで	後	14.5~21.5	57.5

=====

静岡県告示第235号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	362号	榛原郡川根本町東藤川字フドウ山 1944 番の 7 から 榛原郡川根本町東藤川字フドウ山 1944 番の 3 まで	前	㊤ 63.6~84.6	256.3
				㊦ 31.4~140.3	349.0
			後	㊤ 63.6~84.6	256.3

備考 ㊤及び㊦は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。